

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科と聖路加国際大学大学院看護学研究科との相互
聴講制度に関する内規

1. この制度の運営費は、必要に応じて両校が負担する。
2. 聴講手数料は無料とする。
3. 両校は、特別聴講の対象となる科目を相手校へ明示する。
4. この制度による特別聴講願（1通）について、学生は以下の順に手続きを行うこととする。
 - ① 在籍する大学院の指導教員又は課程主任の承諾を得る。
 - ② 所定の期日までに相手校の教務担当部局に提出し、相手校の受付印を受けた後に特別聴講願の写し（1通）を受け取る。
 - ③ 在籍する大学の教務担当部局に相手校から発行された特別聴講願の写し（1通）を提出する。
5. 相手校は聴講の可否については相手校大学院研究科の審議を経て、学生の在籍する大学院相手校の教務部へ通知する。

なお、以下の場合には特別聴講を認めない。

 - ① 聴講不許可科目。
 - ② 当該科目が定員に達しているとき。
 - ③ 当該科目の履修者数が開講要件を満たさないとき。
 - ④ その他、相手校大学院研究科が適当でないと認めた場合。
6. 両校の教務担当部局は、この制度に基づいて認定された成績および単位を学生の所属する大学院研究科の教務担当部局に通知する。
7. 成績表示、その他の必要事項については、両校の履修規定等によるものとする。
8. 本内規の運用については、必要に応じて両校間で協議する。

年 月 日

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科委員長

聖路加国際大学大学院看護学研究科長